

公益財団法人グルー・バンクロフト基金定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人グルー・バンクロフト基金（以下この法人）と称する。英文名は、**The Grew Bancroft Foundation** とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、優秀な日本青年がアメリカ合衆国の大学に留学することを支援し、将来日本国内及び国際社会にとって有益かつ指導的役割を果たす人材を育成することを目的とする。またそのことが、日米両国民間の親善・協力の促進、ひいては世界の平和に資することを期待する。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 理事会が毎年度別に定める期日までに、日本の高等学校第三学年在学中の者又は同等の条件を満たす者のうち、適格者を選別し卒業年内、後者の場合は翌年内にアメリカ合衆国内の大学に留学させること

(2) 前号により留学する者に奨学金を付与すること

(3) 第1号における同等の条件は、理事会が別に定めるところによるものとする。

(4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2. 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産・通常財産・奨学金積立基金)

第5条 この法人の財産は、基本財産及び通常財産並びに奨学金積立基金の3

種類とする。

2. 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会が定めた財産とする。

3. 基本財産及び通常財産並びに奨学金積立基金は、代表理事がこの法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を取り崩そうとするときは、その議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の多数、及び特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数にあたる多数をもって承認することを要する。奨学金積立基金の一部を取り崩そうとするときは、使途を明確にし、その決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の承認を要する。

4. 資金の運用に関しては、理事会が別に定めるところによるものとする。

(寄付金募集及び寄付金等の取り扱い)

第6条 この法人は、寄付金の募集を行うことができる。その募集方法及び寄付金等の取り扱いについては、理事会が別に定めるところによるものとする。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については毎年事業年度開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類については、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎年事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2. 前項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 評議員並びに理事及び監事の名簿

(3) 評議員並びに理事及び監事の報酬の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定などに関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人には評議員10名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2. 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること

イ 当該評議員及びその配偶者、又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を越えないものであること

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又はその管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3. 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第14条 評議員に対しては無報酬とする。ただし、特別な職務執行及び評議員会出席に要する費用については、評議員会において別に定めるところにより、その対価を支給することができる。

第5章 評議員会

（構成）

第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 16 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属説明書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 1 回、6 月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集及び招集の通知)

第 18 条 評議員会は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2. 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の目的を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3. 代表理事は、評議員会開催日の 5 日前までに到着するよう、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

4. 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開くことができる。

(評議員会議長)

第 19 条 評議員会の議長は、出席評議員の互選による。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係

を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員及び役員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議することに関しては、候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第22条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるものの他、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第6章 役員

(役員を設置)

第23条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上15名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2. 理事のうち1名を代表理事とする。

3. 代表理事以外の理事のうち2名以内を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

2. 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その職務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3. 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に四箇月を超える間隔で二回以上職務の執行状況について定期的に理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することが出来る。

(役員任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期満了の時までとする。

4. 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 28 条 理事及び監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに耐えないとき

(役員報酬等)

第 29 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において、別に定めるところにより支給することができる。非常勤役員に対しては、上記規程により、特別な職務執行及び理事会出席等に要する費用

を支払うことができる。

(職員の報酬等)

第 30 条 職員の報酬は理事会が別に定めるところにより、支給することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の業務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 33 条 理事会は、代表理事が招集し、議長となる。

2. 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、業務執行理事が理事会を招集し、議長となる。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、別段の定めのない限りその過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議事録には、出席した代表理事及び監事が記名押印しなければならない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 36 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
2. 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条並びに第 12 条についても適用する。

(解散)

第 37 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 38 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 39 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

公告の方法

(公告の方法)

第 40 条 この法人の公告は、電子公告により行う。
2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法による。

附則

1. この法人の公益財団法人移行後の最初の評議員は以下の通りである。

移行時評議員	明石康
移行時評議員	伊藤公一
移行時評議員	遠藤哲也
移行時評議員	大西直樹
移行時評議員	久野明子
移行時評議員	小島憲道

移行時評議員	東ヶ崎茂
移行時評議員	野水彩子
移行時評議員	原田明夫
移行時評議員	松尾文夫
移行時評議員	益田隆司
移行時評議員	吉澤建治
移行時評議員	若村直嗣
移行時評議員	和田昭允

2. この法人の代表理事及び他の役員は以下の通りとする。

移行後の最初の代表理事は、移行時理事長伊藤雄二とする。

移行後の最初の業務執行理事は、移行時常務理事松本健とする。

移行時理事	明石紀雄
移行時理事	岩本汎
移行時理事	菊地敏之
移行時理事	田井秀道
移行時理事	前田正吾
移行時理事	森内康浩

移行時監事	坂本弘樹
移行時監事	渡辺信一

3. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備などに関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。

4. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法財団法人の解散の登記と、公益財団法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

平成 25 年 4 月 1 日改定

平成 29 年 6 月 20 日改定

平成 30 年 6 月 12 日改定

公益財団法人 グルー・バンク rooftop 基金

平成 29 年度事業報告・財務諸表

平成 29 年度事業報告

概要

<奨学生選抜>

平成 29 年 9 月から 11 月にかけて平成 29 年度派遣奨学生の選抜試験を行い、84 名の応募者の中から 7 名を奨学生として選抜した。加えて、1 名を米国財団 (The Grew Bancroft Foundation (USA) Inc.、以下「米国財団」) の奨学生として推薦した。

<広報>

平成 29 年 6 月に基金のホームページを全面的にリニューアル。新たに広報インターンを導入して現役の基金奨学生が奨学金や基金の活動についての情報発信を行う仕組みを導入。また、ソーシャルメディアや高校訪問を通じた情報発信も継続した。

<募金>

卒業生に一度メールで寄附金の呼びかけを行った。卒業生及びその関係者からの寄附金総額は 484 万円となり前年度の 156 万円、予算の 200 万円を上回った。また、遺言による贈与を基金にさせていただく為の施策として、三井住友信託銀行と遺贈に関する協定書を締結することとした。

<資金運用>

償還を迎えた債券の入れ替え、ドル建て MMF (マネーマーケットファンド) からより利回りの高い債券への組み換え、今後 5 年の資金キャッシュフロー見込みを基に余剰現金が 2000 万円余あると判断し、REIT 及び債券に現預金を振り向ける等を行った。

<奨学金給付>

23 名の奨学生に対して奨学金の給付を行ったほか、選抜試験合格者の出願支援、新奨学生・在学生の支援を行った。

<その他>

- 11 月に授業料免除の取り決めのあるリベラルアーツ・カレッジを中心に 7 大学の訪問調査を実施した。
- Carleton College の学長を基調講演者としたシンポジウムを開催したほか、9 回の大学説明会と 1 回の学長講演会を米国大学と共催した。

公益財団法人 グルー・バンクロフト基金

貸借対照表

平成30年3月31日現在

(単位:円)

	当期	前期	増減
I. 資産の部			
1. 流動資産			
通常財産			
現預金	7,213,485	7,055,033	158,452
預け金	0	0	0
仮払金	0	0	0
流動資産合計	<u>7,213,485</u>	<u>7,055,033</u>	<u>158,452</u>
2. 固定資産			
基本財産(注記2、3、4)			
預金	0	0	0
投資有価証券	88,000,000	88,000,000	0
基本財産合計	<u>88,000,000</u>	<u>88,000,000</u>	<u>0</u>
特定資産(注記2、3、4)			
奨学金積立基金:			
預貯金	42,853,609	56,425,419	-13,571,810
外貨預金	100,990	106,433	-5,443
投資信託	308,349	6,885,156	-6,576,807
投資有価証券	113,296,821	89,770,739	23,526,082
教育研修補助費		0	0
特定資産合計	<u>156,559,769</u>	<u>153,187,747</u>	<u>3,372,022</u>
固定資産合計	<u>244,559,769</u>	<u>241,187,747</u>	<u>3,372,022</u>
資産合計	<u><u>251,773,254</u></u>	<u><u>248,242,780</u></u>	<u><u>3,530,474</u></u>
II. 負債の部			
1. 流動負債			
仮受金	0	0	0
未払金	150,930	0	150,930
預り金	75,079	67,557	7,522
流動負債合計	<u>226,009</u>	<u>67,557</u>	<u>158,452</u>
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	<u>226,009</u>	<u>67,557</u>	<u>158,452</u>
III. 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
(うち基本財産への充当額)	88,000,000	88,000,000	0
(うち特定資産への充当額)	156,559,769	153,187,747	3,372,022
指定正味財産合計	<u>244,559,769</u>	<u>241,187,747</u>	<u>3,372,022</u>
2. 一般正味財産	6,987,476	6,987,476	0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	0
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	0
一般正味財産合計	<u>6,987,476</u>	<u>6,987,476</u>	<u>0</u>
正味財産合計	<u>251,547,245</u>	<u>248,175,223</u>	<u>3,372,022</u>
負債及び正味財産合計	<u><u>251,773,254</u></u>	<u><u>248,242,780</u></u>	<u><u>3,530,474</u></u>

公益財団法人 グルー・バンクロフト基金
正味財産増減計算書
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(単位:円)

	当年度		前年度	増減
	予算	実績	実績	
I 一般正味財産増減の部:				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
①基本財産運用益	1,044,100	832,758	1,159,193	-326,435
②奨学金積立基金運用益	2,179,698	2,374,937	2,296,469	78,468
③受取助成金	18,000,000	18,000,000	21,800,000	-3,800,000
④受取寄付金からの振替額	34,151,067	27,598,521	22,042,661	5,555,860
⑤事業収益	4,830,000	4,804,500	5,979,000	-1,174,500
⑥通常財産収入	335	0	722	-722
経常収益計	60,205,200	53,610,716	53,278,045	332,671
(2) 経常費用				
①事業費				
奨学金支出	41,200,000	37,887,758	35,371,202	2,516,556
海外出張費	750,000	0	358,693	-358,693
教育研修補助費	2,000,000	711,927	4,372,295	-3,660,368
選考費用	1,700,000	1,463,107	1,692,904	-229,797
広報費	1,500,000	1,399,073	95,223	1,303,850
留学生支援費	200,000	170,941	16,645	154,296
就職支援費	50,000	30,060	0	30,060
特別企画費	1,000,000	592,915	625,584	-32,669
留学先大学関係維持費	300,000	59,749	238,984	-179,235
基金生交流会費	500,000	263,622	285,737	-22,115
海外送金手数料等	60,000	60,408	54,364	6,044
現金・外貨預金が替差損益	0	7,016	1,874	5,142
役員報酬	2,808,000	2,816,856	2,384,856	432,000
給与・手当	3,294,000	2,830,038	3,407,613	-577,575
事務費	684,000	1,422,606	654,356	768,250
顧問料	466,560	466,560	466,560	0
会費	165,000	66,182	203,620	-137,438
交通費・旅費	1,170,000	1,200,000	1,097,961	102,039
賃借料・施設利用料	933,120	933,120	933,120	0
事業費計	58,780,680	52,381,938	52,261,591	-466,929
②管理費				
役員報酬	312,000	312,984	264,984	48,000
給与・手当	366,000	314,449	378,624	-64,175
事務費	76,000	158,067	72,706	85,361
顧問料	51,840	51,840	51,840	0
会費	385,000	154,425	22,624	131,801
交通費・旅費	130,000	133,333	121,996	11,337
賃借料・施設利用料	103,680	103,680	103,680	0
管理費計	1,424,520	1,228,778	1,016,454	212,324
経常費用計	60,205,200	53,610,716	53,278,045	332,671
評価損益等調整前経常増減額	0	0	0	0
為替差益		0	0	0
経常増減額	0	0	0	0
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
為替差益	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
投資有価証券売却損	0	0	0	0
経常外増減額	0	0	0	0
一般正味財産増減額	0	0	0	0
一般正味財産期首残高	6,987,476	6,987,476	6,987,476	0
指定正味財産からの振替	0	0	0	0
一般正味財産期末残高	6,987,476	6,987,476	6,987,476	0
II 指定正味財産増減の部:				
受取寄付金	32,120,000	34,980,000	32,996,722	1,983,278
一般正味財産からの振替	0	0	0	0
一般正味財産への振替	-34,151,067	-27,598,521	-22,042,661	-5,555,860
指定正味為替差損		-4,009,457	-181,878	-3,827,579
指定正味財産増減額	-2,031,067	3,372,022	10,772,183	-7,400,161
指定正味財産期首残高	230,415,564	241,187,747	230,415,564	10,772,183
指定正味財産期末残高	228,384,497	244,559,769	241,187,747	3,372,022
III 正味財産期末残高	235,371,973	251,547,245	248,175,223	3,372,022

正味財産増減計算書内訳表
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(単位:円)

	公益目的 事業会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部:			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	666,216	166,554	832,770
② 奨学金積立基金運用益	2,374,925	0	2,374,925
③ 受取助成金	18,000,000	0	18,000,000
④ 受取寄付金振替額	27,016,747	581,774	27,598,521
⑤ 事業収益	4,324,050	480,450	4,804,500
⑤ 通常収入	0	0	0
経常収益計	<u>52,381,938</u>	<u>1,228,778</u>	<u>53,610,716</u>
(2) 経常費用			
① 事業費			
奨学金支出	37,887,758	0	37,887,758
海外出張費	0	0	0
教育研修補助費	711,927	0	711,927
選考費用	1,463,107	0	1,463,107
広報費	1,399,073	0	1,399,073
留学生支援費	170,941	0	170,941
就職支援費	30,060	0	30,060
特別企画費	592,915	0	592,915
留学先大学関係維持費	59,749	0	59,749
基金生交流会費	263,622	0	263,622
海外送金手数料等	60,408	0	60,408
現金・外貨預金を為替差損益	7,016	0	7,016
役員報酬	2,816,856	0	2,816,856
給与・手当	2,830,038	0	2,830,038
事務費	1,422,606	0	1,422,606
顧問料	466,560	0	466,560
会合費	66,182	0	66,182
交通費・旅費	1,200,000	0	1,200,000
賃借料・施設利用料	933,120	0	933,120
事業費計	<u>52,381,938</u>	<u>0</u>	<u>52,381,938</u>
② 管理費			
役員報酬	0	312,984	312,984
給与・手当	0	314,449	314,449
事務費	0	158,067	158,067
顧問料	0	51,840	51,840
会合費	0	154,425	154,425
交通費・旅費	0	133,333	133,333
賃借料・施設利用料	0	103,680	103,680
管理費計	<u>0</u>	<u>1,228,778</u>	<u>1,228,778</u>
経常費用計	<u>52,381,938</u>	<u>1,228,778</u>	<u>53,610,716</u>
評価損益等調整前経常増減額	0	0	0
為替差益	0	0	0
経常増減額	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
為替差益	0	0	0
(2) 経常外費用			
投資有価証券売却損	0	0	0
経常外増減額	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
3 他会計振替額			
指定正味財産への振替	0	0	0
一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	0	6,987,476	6,987,476
指定正味財産からの振替	0	0	0
一般正味財産期末残高	<u>0</u>	<u>6,987,476</u>	<u>6,987,476</u>
II 指定正味財産増減の部:			
受取寄付金	34,398,226	581,774	34,980,000
一般正味財産からの振替	0	0	0
一般正味財産への振替	-27,016,747	-581,774	-27,598,521
指定正味為替差損(注1)	-4,009,457	0	-4,009,457
指定正味財産増減額	<u>3,372,022</u>	<u>0</u>	<u>3,372,022</u>
指定正味財産期首残高	238,564,354	2,623,393	241,187,747
指定正味財産期末残高	<u>241,936,376</u>	<u>2,623,393</u>	<u>244,559,769</u>
III 正味財産期末残高	<u>241,936,376</u>	<u>9,610,869</u>	<u>251,547,245</u>

[注1] 満期保有目的の外貨建債券の為替変動による評価益。

公益財団法人 グルー・バンクソフト基金

財産目録
平成30年3月31日現在

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)			
現金	事務局金庫内現金	運転資金として	89,174
現金	事務局金庫内現金US \$ 263.25	運転資金として	27,968
預金	〈普通預金〉みずほ銀行六本木支店	運転資金として	1,134,887
預金	〈普通預金〉三菱東京UJF銀行六本木支店	運転資金として	4,428,340
預金	〈普通預金〉楽天銀行第二営業支店	運転資金として	78,877
預金	〈普通預金〉三井住友銀行六本木支店	運転資金として	1,454,239
流動資産合計			7,213,485
(固定資産)			
基本財産	投資有価証券	(共用財産) うち公益目的保有財産80%、管理目的の財源として使用する財産20%。債券は満期保有目的で保有する。運用益は80%を公益目的事業の財源に、20%を管理目的の財源に充てる。	
	利付国債(10年)第312回		9,964,436
	利付国債(20年)第60回		9,849,805
	大阪府公債 第318回		4,982,809
	新潟県公債平成21年度第1回		5,027,833
	西日本高速道路債第21回		2,000,000
	政府地方金融機構債第4回		5,029,310
	政保政策投資銀行債第9回		4,968,135
	ANAホールディングス第33回		5,000,000
	群馬銀行劣後債第2回		5,000,000
	三井住友FG劣後債第12回		5,000,000
	三井住友銀行無担保社債第27回		6,328,317
	三菱UFJ信託銀行無担保社債第10回		6,302,095
	三菱UFJ信託銀行無担保社債第11回		4,000,000
	ゴールドマンサックスグループ債		10,000,000
	マッコーリー銀行債		4,547,260
			88,000,000
		基本財産合計	88,000,000
特定資産	奨学金積立基金: 預貯金	公益目的事業にかかる支出に充てる。	
	〈定期預金〉大和ネクスト銀行		20,000,000
	〈普通預金〉みずほ銀行六本木支店		5,989,198
	〈普通預金〉三菱東京UJF銀行六本木支店		3,618,835
	〈普通預金〉三井住友銀行六本木支店		12,482,531
	〈普通貯金〉ゆうちょ銀行		763,045
			42,853,609
	外貨預金	〈外貨普通預金〉三菱東京UJF銀行六本木支店	100,990
	投資信託	野村米ドル建マネー・マーケット・ファンド	270,037
		日興米ドル建マネー・マーケット・ファンド	38,312
			308,349
	投資有価証券	債券は満期保有目的で保有し、運用益は公益目的事業の財源として使用している。	
	マッコーリー銀行債		6,262,318
	ユナイテッド・アーバン投資法人第11回		5,004,615
	MS&ADインシュアランス利払い繰延条項期限前償還条項付第3回アップル		5,000,000
	オーストラリアコモンウェルス銀行		6,196,616
	コーペラティブラボバンク		5,312,000
	シティグループバンク		5,312,000
	シティグループバンク		10,726,256
	世界銀行債		7,113,432
	ドイツ復興金融公庫		5,216,384
	トヨタモータークレジットコーポレーション		8,499,200
	トヨタモーターファイナンスネザーランド		424,960
	トヨタモーターファイナンスNBV		1,487,360
	フランス社会保障基金		5,488,965
	JPMorganチエース		5,453,425
	US Treasury Note L2123		5,380,317
	US Treasury Note L2204		5,214,323
	トヨタ自動車AA型株式		3,179,400
	積水ハウスレジデンシャル投資法人		3,207,002
	大和ハウスリート投資法人 投資証券		1,785,727
	野村不動産 マスターファンド投資法人		3,090,245
	プレミア投資法人		4,338,651
	森トラスト 総合リート投資法人		4,671,684
	GLP投資法人		4,931,941
			113,296,821
		特定資産合計	156,559,769
固定資産合計			244,559,769
資産合計			251,773,254
(流動負債)			
未払い金		納品済事務所備品(収納棚)代金	150,930
預り金		源泉所得税	75,079
流動負債合計			226,009
負債合計			226,009
正味財産合計			251,547,245